



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 16 日 (金)
号外第 21 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県景観形成条例 (14) (景観まちづくり課) 6
	鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (15) (県民室) 17
	鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例 (16) (〃) 20
	鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正 する条例 (17) (管財課) 23
	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (18) (職員課) 26

====公布された条例のあらまし====

鳥取県景観形成条例の全部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 景観法が制定され、景観行政団体（県又は県の同意を得た市町村）は、景観計画を策定し、景観計画区域内における行為の規制等を行うことができることとされた。
- (2) 県内においても、鳥取市、倉吉市及び米子市が景観行政団体に移行するなど、景観法の制定を機に景観に対する市町村及び県民の意識が大きく変化している。
- (3) 現行条例は制定後10年以上が経過しており、新たに生じた景観形成上の課題に対応することができないため、景観形成のための基準及び制度の枠組みについて見直す必要がある。
- (4) そこで、本県における良好な景観形成の基本方針その他景観形成に関し基本となる事項、行為の規制等に関し必要な事項等を定める。

2 条例の概要

(1) 景観法に基づく制度への移行

ア 景観計画の策定

対象区域における景観形成を総合的かつ計画的に推進するために、景観計画を定めることとするとともに、景観法に規定する策定手続に加え、鳥取県景観審議会の意見を聴くこととする。

イ 届出対象行為の規制等

良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為をしようとする場合の届出及び審査手続を景観法に基づくものとする。

届出の流れ 【現 行】届出・審査 指導 勧告 公表

行為着手の50日前までに届出

【改正後】届出・審査 勧告（公表）/ 変更命令（色彩規制のみ）

届出後30日間は行為着手禁止

[条例に規定する事項]

ア 景観法の条例委任事項	<ul style="list-style-type: none"> ・届出対象行為の追加（土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における物件の堆積及び建築物等の外観に対する照明） ・追加した行為の届出手続 ・追加した行為の変更の届出を要する事項 ・適用除外行為の追加（特定の法令等による許可を要する行為、一定規模以下の行為等） ・変更等の命令の対象とする特定届出対象行為（建築物の建築等、工作物の建設等）
イ 独自制度として規定する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・届出等があった場合の市町村への意見聴取 ・変更等の命令手続（変更命令を行う場合及び勧告に従わない旨の公表を行う場合の鳥取県景観審議会の意見聴取） ・着手制限期間の短縮通知 ・標識の設置

(2) 景観支障物件に対する措置

独自の制度として、地域における景観形成及び生活環境の保全に支障を生じさせている放置物件等について、周辺住民等からの申立てに基づき、その所有者等に対して最低限必要な是正措置等の勧告・命令を行う制度を創設する。

[条例に規定する事項]

ア 措置申立て	景観支障物件について、周辺住民等は、当該物件の所有者等に対して支障を除去するための措置を行わせるよう、知事に申し立てることができる。
イ 措置勧告	知事は、支障を除去するための措置を行わせる必要があると認めるときは、あらかじめ、所有者等、市町村及び鳥取県景観審議会の意見を聴いた上で、所有者等に対し、期限を定めて支障除去措置を行うよう勧告する。

ウ 措置命令	知事は、イに従わない場合、当該所有者等に対し、支障を除去するため最低限度とされる範囲内で、期限を定めて支障除去措置を行うよう命令することができる。
エ 措置要請	知事は、地域の景観形成及び生活環境の保全に重大な支障を生じさせている物件について、所有者等に対し必要な措置を講ずるよう要請することができる。
オ 立入調査	知事は、ウの措置を行うに必要な限度において、所有者等に対し報告を求め、職員に景観支障物件等の立入調査をさせることができる。

(3) その他

ア 条例の適用範囲

この条例は、公共事業景観形成指針に係る規定を除き、景観行政団体である市町村（景観法第16条第1項各号に掲げる行為について条例で必要な規制を定め、又は景観計画を定めている市町村に限る。）以外の市町村の区域について適用する。

イ 鳥取県景観審議会

鳥取県景観審議会に地域部会を設け、変更等の命令等に係る意見については地域部会の議決をもって審議会の議決とする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日

施行期日は、公布の日とする。ただし、(3)ウの一部は平成19年4月1日、(2)は同年10月1日から施行する。

イ 適用区分

(1)イ及びエ(ア)は、平成19年10月1日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手するものについては、なお従前の例による。

ウ 経過措置

所要の経過措置を講ずる。

エ 関係条例の一部改正

次の条例の一部を改正する。

(ア) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

(イ) 鳥取県環境美化の促進に関する条例

(ウ) 鳥取県屋外広告物条例

オ この条例の失効

この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

鳥取県個人情報保護条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 平成19年4月1日に鳥取県産業技術センターが地方独立行政法人化される。
- (2) 鳥取県が設立する地方独立行政法人は、その事業内容が実質的に県行政の一部を担うものであり、また、業務運営には中立性及び公共性が求められるものである。
- (3) これらのことから、県の各機関と同等の個人情報の適正な取扱いを確保するため、鳥取県が設立する地方独立行政法人を鳥取県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の実施機関に加える。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県が設立する地方独立行政法人を条例の実施機関とする。
- (2) 非開示情報である開示請求者以外の個人に関する情報の定義について、慣行として開示請求者が知り得る当該開示請求者の家族構成に関する情報等まで非開示情報となるものではないことを明確にする。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア この条例は、平成19年4月1日から施行する。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県情報公開条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 平成19年4月1日に鳥取県産業技術センターが地方独立行政法人化される。
- (2) 鳥取県が設立する地方独立行政法人は、その事業内容が実質的に県行政の一部を担うものであり、また、業務運営には中立性及び公共性が求められるものである。
- (3) これらのことから、鳥取県が設立する地方独立行政法人を鳥取県情報公開条例(以下「条例」という。)の実施機関に加える。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県が設立する地方独立行政法人を条例の実施機関とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県有地等に放置されている自動車(以下「放置自動車」という。)の処分を引き続き円滑に行うため、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(以下「条例」という。)の失効期限を3年間延長するとともに、放置自動車内に放置されている物件についても放置自動車と併せて処分できることとする。

2 条例の概要

- (1) 放置自動車を処分する場合には、当該放置自動車内に放置されている物件(遺失物に該当するものを除く。)も当該放置自動車の処分に併せて処分できることとする。
- (2) 条例の失効期限を3年間延長し、平成22年3月31日(現行 平成19年3月31日)とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日に施行する(3)の一部を除き、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 職員を派遣することができる公益法人等について見直しを行う。
- (2) 労働者災害補償保険法及び地方公務員災害補償保険法の一部が改正され、労働者災害補償に係る通勤の範囲及び地方公務員公務災害補償に係る通勤の範囲が変更されたことに伴い、派遣職員に係る通勤の範囲について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員を派遣することができる法人から、次の法人を削る。
 - ア 社会福祉法人鳥取県厚生事業団
 - イ 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
 - ウ 鳥取県住宅供給公社
 - エ 鳥取県土地開発公社
 - オ 鳥取県土地改良事業団体連合会
- (2) 傷病により休職し、若しくは退職した職員に対する給与又は退職手当の支給額決定基準に係る通勤の範

圏に、次に掲げる移動を加える。

ア 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の就業場所から勤務場所への移動（地方公務員法その他の法令に違反して営利企業に従事している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

イ 住居と勤務場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動

(3) 施行期日は、(1)は平成19年4月1日、(2)は公布の日とする。

条 例

鳥取県景観形成条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第14号

鳥取県景観形成条例

鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第7条）
- 第2章 景観計画（第8条 - 第10条）
- 第3章 行為の規制等（第11条 - 第19条）
- 第4章 公共事業に関する景観形成（第20条）
- 第5章 景観支障物件に対する措置（第21条 - 第25条）
- 第6章 鳥取県景観審議会（第26条 - 第33条）
- 第7章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本県における景観形成の基本方針その他景観形成に関し基本となる事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき景観計画、行為の規制等に関し必要な事項を定め、もって景観形成施策の総合的な推進及び景観形成活動の促進を図ることにより、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 景観形成は、基本理念を踏まえつつ、本県の優れた景観が豊かな生活環境をもたらし、郷土への誇りと愛着を育む、県民全体の貴重な共有財産であることにかんがみ、現在の県民が広くその恵沢を享受するとともに、より良い形で将来の県民にこれを継承することができるよう、県、市町村、県民及び事業者が一体となって適正に行われなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成 現にある良好な景観を保全するとともに、新たに良好な景観を創出することをいう。
- (2) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (3) 景観形成施策 県又は市町村が景観形成を図るために行う施策をいう。
- (4) 景観形成活動 県民又は事業者が景観形成を図るために行う活動をいう。
- (5) 基本理念 法第2条に規定する基本理念をいう。

（適用範囲）

第4条 この条例（第20条を除く。）は、法第7条第1項に規定する景観行政団体である市町村（法第16条第1項各号に掲げる行為について条例で必要な規制を定め、又は景観計画を定めている市町村に限る。）以外の市町村の区域（以下「対象区域」という。）について適用する。

(県の責務等)

第5条 県は、市町村と協働して、県民及び事業者が景観形成の必要性についての理解を深めるよう啓発に努めるとともに、景観形成活動を担う人材の育成に努めるものとする。

2 県は、対象区域において、基本理念にのっとり、地域の特性及び市町村の意向に配慮しつつ、基本的な景観形成施策を総合的に推進するものとする。

3 県は、市町村が県の景観形成施策との整合性に配慮しつつ、地域の特性に応じた景観形成施策を主体的に推進するよう必要な協力を行うものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、景観形成の必要性についての理解を深め、地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、景観形成施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり景観形成のために必要な措置を講ずるほか、地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、景観形成施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第8条 知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長(以下同じ)は、対象区域における景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。

2 景観計画には、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する地域及びその周辺の地域であって県土の景観形成上特に重要なものの区域(以下「景観形成重点区域」という。)を定めるものとする。

- (1) 山地、渓谷、海岸、河川、湖沼等の豊かな自然を有する地域
- (2) 歴史的な建造物又は街並み、遺跡、遺構等を有する地域
- (3) 空間的な広がりのある田園景観又は集落と周辺の田園、森林等が一体となった独自の景観を有する地域
- (4) 幹線道路、鉄道、空港、港湾等主要な交通施設及びこれに隣接する地域
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第5項に規定する都市施設が集積している地域
- (6) その他景観形成を重点的に推進する必要があると認められる地域

(策定等の手続)

第9条 知事は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、鳥取県景観審議会が軽微なものと認める変更については、この限りでない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第10条 知事は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案(以下「計画提案」という。)について法第14条第1項の通知をしようとするときは、同条第2項の規定によるほか、あらかじめ、当該計画提案に係る土地の区域を管轄する市町村長及び鳥取県景観審議会に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出して、その意見を聴かなければならない。

第3章 行為の規制等

(届出又は通知があった場合の市町村への意見聴取)

第11条 知事は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知があった場合は、当該届出又は通知に係る行為が行われる土地の区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

(追加行為の届出手続)

第12条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為(以下「追加行為」という。)に係る同項の規定による届出

は、同項に規定する事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付して行わなければならない。ただし、知事が当該図書の全部又は一部を添付する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

2 追加行為に係る法第16条第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 行為の完了予定日

(3) その他規則で定める事項

（届出対象行為の追加）

第13条 追加行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（法第16条第1項第3号に該当するものを除く。）

(2) 木竹の伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(4) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の工作物（以下「建築物等」という。）又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）

（追加行為に係る変更の届出を要する事項）

第14条 追加行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法（その変更により当該追加行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなる場合を除く。）とする。

（適用除外行為の追加）

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの

ア 自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第3項若しくは第10条第3項の認可を受けて行う行為、同法第13条第3項本文、第14条第3項本文若しくは第24条第3項本文の許可を受けて行う行為、同法第26条第1項本文の届出に係る行為、同法第56条第1項後段の協議に係る行為又は同法第56条第3項の通知に係る行為

イ 鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）第8条第2項の承認を受けて行う行為、同条例第11条第3項本文の許可を受けて行う行為、同条例第13条第1項の届出に係る行為、同条例第16条第1項後段の協議に係る行為又は同条例第2項の通知に係る行為

ウ 鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第16条第4項本文の許可を受けて行う行為、同条例第18条第1項本文の届出に係る行為、同条例第20条第1項後段の協議に係る行為又は同条例第20条第2項の通知に係る行為

エ 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項本文又は第34条第1項本文若しくは第2項本文の許可を受けて行う行為（同法第25条第1項第10号又は第11号に掲げる目的を達成するために指定された保安林において行われるものに限る。）

オ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項本文の許可を受けて行う行為（同法第9条の規定により当該許可があつたものとみなされるものを含む。）

カ 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）第2条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条第2項後段の協議に係る行為

キ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項本文、第127条第1項本文又は第139条第1項本文の届出に係る行為

ク 鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第14条第1項本文若しくは第34条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項本文（同条例第35条において準用する場合を含む。）若しく

は第35条の6第1項本文の届出に係る行為

- (2) 法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為であって、次のいずれにも該当しないもの
- ア 別表第1の1の(1)の項に掲げる規模を超える建築物の増築若しくは改築(当該規模を超えない建築物が増築又は改築により当該規模を超えることとなる場合における、当該増築又は改築を含む。) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「対象建築物の増築等」という。)
 - イ 別表第2に規定する工作物に係る行為
 - ウ 別表第1の2の(1)の項に掲げる規模を超える工作物の増築若しくは改築(当該規模を超えない工作物が増築又は改築により当該規模を超えることとなる場合における、当該増築又は改築を含む。) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「対象工作物の増築等」という。)
- (3) 次に掲げる行為であって、別表第1に規定する規模以下のもの
- ア 法第16条第1項第1号に掲げる行為(建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、対象建築物の増築等に限る。)
 - イ 法第16条第1項第2号に掲げる行為(別表第2に規定する工作物に係るものに限る、その増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、対象工作物の増築等に限る。)
 - ウ 法第16条第1項第3号に掲げる行為
 - エ 追加行為
- (4) 景観計画において景観計画区域若しくは景観形成重点区域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為(当該区域が既に景観計画区域として定められていた場合にあつては、別表第1に規定する景観計画区域に係る規模以下のものに限る。)
- (5) 設置期間が90日を超えない建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (6) 建築物等の改築で、その外観又は色彩の変更を伴わないもの
- (7) 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採
- (8) 第13条第3号に掲げる行為で次に掲げるもの
- ア 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場において行われるもの
 - イ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第6号に掲げる荷さばき施設又は同項第8号に掲げる野積場若しくは貯木場において行われるもの
 - ウ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域において行われるもの
 - エ 堆積された物件を外部から見通すことができない場所で行われるもの
 - オ 堆積の期間が90日を超えないもの
- (9) 前各号に掲げる行為に準ずるものとして規則で定める行為

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(変更等の命令手続等)

第17条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき及び同条第6項の規定による協議が整わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告又は協議を受けた者に意見を述べる機会を与えるとともに、鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第17条第1項前段の規定による命令を行おうとするときは、あらかじめ、鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(着手制限期間の短縮通知)

第18条 知事は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った者に対し、その旨及び短縮する期間を通知しなければならない。

(標識の設置)

第19条 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知を行った者は、当該届出又は通知に係る行為に着手してから完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該行為の場所の見やすい位置に、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

第4章 公共事業に関する景観形成

(公共事業景観形成指針)

第20条 知事は、県が土木その他の建設事業（以下「公共事業」という。）を行うに当たって遵守すべき景観形成のための指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。

2 公共事業景観形成指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 公共事業に共通の設備等に関し留意すべき事項
- (2) 公共事業の種類に応じて特に留意すべき事項
- (3) その他公共事業における景観形成に関し必要な事項

3 知事は、国の機関及び他の地方公共団体に対し、公共事業を行うに当たっては公共事業景観形成指針に配慮するよう要請するものとする。

4 知事は、公共事業景観形成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、鳥取県景観審議会が軽微なものと認める変更については、この限りでない。

第5章 景観支障物件に対する措置

(措置申立て)

第21条 1年以上にわたって特定の目的に使用されず、かつ、適切に管理されなかったことにより、地域の景観形成及び生活環境の保全に支障を生じさせるに至った次の各号のいずれかの物件（以下「景観支障物件」という。）について、当該景観支障物件から規則で定める距離以内の区域に居住し、土地の所有権若しくは建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは土地の賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有し、又は事務所若しくは事業所を有する者（以下「周辺住民等」という。）は、規則で定めるところにより、当該景観支障物件の所有者等（物件を所有し、又は管理する者をいう。以下同じ。）に当該支障の除去のための措置（以下「支障除去措置」という。）を行わせるよう、知事に申し立てることができる。

- (1) 建築物等
- (2) 土地
- (3) 屋外に^{たい}堆積された物件

2 前項の規定による申立て（以下「措置申立て」という。）は、周辺住民等が複数ある場合には、規則で定める数以上の周辺住民等が共同で行わなければならない。

(措置勧告)

第22条 知事は、措置申立てが行われた場合において、当該措置申立てに係る景観支障物件について支障除去措置を行わせる必要があると認めるときは、その所有者等に対し、期限を定めて支障除去措置を行うよう勧告するものとする。

2 知事は、前項の規定による勧告（以下「措置勧告」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、当該景観支障物件の所在地を管轄する市町村長及び鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(措置命令)

第23条 知事は、措置勧告を受けた所有者等が当該措置勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、地域の景観形成及び生活環境の保全への支障を除去するため必要な限度において、期限を定めて、支障除去措置を行うよう命ずることができる。

(措置要請)

第24条 知事は、地域の景観形成及び生活環境の保全に重大な支障を生じさせている第21条第1項各号に掲げ

る物件について、その所有者等に対し、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による要請（景観支障物件に係るものに限る。）を受けた所有者等が当該要請に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。

（立入調査）

第25条 知事は、第23条の規定による命令を行うため必要な限度において、景観支障物件についてその所有者等に対し報告を求め、又はその職員に当該景観支障物件若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章 鳥取県景観審議会

（設置等）

第26条 知事の諮問に応じて景観形成に関する事項を調査審議させるため、鳥取県景観審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、景観形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

（組織等）

第27条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、景観形成に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第29条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第30条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、在任委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（地域部会）

第31条 審議会に、対象区域の一部の地域の景観形成に関する事項を集中的に調査審議させるため、規則で定めるところにより、地域部会を置くことができる。

- 2 地域部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 地域部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 第17条第1項又は第2項の規定により審議会が述べる意見その他審議会が指定した事項に関する意見については、当該意見に係る行為等の場所を所管する地域部会の議決をもって、審議会の議決とする。

（秘密保持義務）

第32条 委員又は委員であった者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(運営に関する細則)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第7章 雑則

(景観形成巡視員)

第34条 景観形成を図るために必要な巡視活動を行わせるため、景観形成巡視員を置く。

2 景観形成巡視員は、市町村長が推薦する者のうちから、知事が任命する。

(規則への委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の鳥取県景観形成条例(以下「新条例」という。)第8条第1項中知事の権限に属する事務の委任に関する部分は平成19年4月1日、新条例第5章の規定は同年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 新条例第3章の規定及び附則第8項による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定は、法第16条第1項各号に掲げる行為のうち、平成19年10月1日以後に着手するものについて適用し、同日前に着手するものについては、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、新条例第8条第1項に規定する景観計画又は新条例第20条第1項に規定する公共事業景観形成指針を定めることについて、知事が聴いた改正前の鳥取県景観形成条例(以下「旧条例」という。)第20条の規定により設置された鳥取県景観審議会の意見は、新条例第26条第1項の規定により設置された鳥取県景観審議会の意見とみなす。

4 施行日の前日において旧条例第18条第1項の規定により定められている公共事業景観形成指針は、平成19年9月30日までの間は、新条例第20条第1項の規定により定められた公共事業景観形成指針とみなす。

5 施行日の前日において旧条例第21条第2項の規定により鳥取県景観審議会の委員に任命されている者は、新条例第27条第2項の規定により鳥取県景観審議会の委員に任命された者とみなし、その任期は、新条例第28条第1項の規定にかかわらず、平成21年1月8日までとする。

6 施行日の前日において旧条例第27条第2項の規定により景観形成巡視員に任命されている者については、法第7条第1項に規定する景観行政団体である市町村以外の市町村から推薦された者に限り、新条例第34条第2項の規定により景観形成巡視員に任命された者とみなす。

7 施行日前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

8 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
17 削除		17 鳥取県景観形成条例(平成5年鳥取県条例第3号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村

	(1) 第11条第1項の規定による特定行為の届出の受理及び知事への送付 (2) 第11条第3項(第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定による行為の場所等の変更の届出の受理及び知事への送付 (3) 第12条第2項の規定による応急措置の特定行為の報告の受理及び知事への送付 (4) 第15条第1項の規定による大規模行為の届出の受理及び知事への送付 (5) 第16条第2項の規定による応急措置の大規模行為の報告の受理及び知事への送付
略	略

(鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正)

9 鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成9年鳥取県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(環境美化促進地区の指定) 第10条 知事は、市町村長の申出に基づき、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、空き缶等が散乱し、又は散乱するおそれがある地区であって、特に環境美化を計画的に進める必要があるものを環境美化促進地区(以下「指定地区」という。)として指定することができる。 (1) 略 (2) <u>鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)第8条第2項の規定により定められた景観形成重点区域</u> (3)~(5) 略 2~5 略	(環境美化促進地区の指定) 第10条 知事は、市町村長の申出に基づき、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、空き缶等が散乱し、又は散乱するおそれがある地区であって、特に環境美化を計画的に進める必要があるものを環境美化促進地区(以下「指定地区」という。)として指定することができる。 (1) 略 (2) <u>鳥取県景観形成条例(平成5年3月鳥取県条例第3号)第7条の規定により指定された景観形成地域の区域</u> (3)~(5) 略 2~5 略

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

10 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(禁止)</p> <p>第2条 <u>次に掲げる</u>地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)第4条第1項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事が指定する範囲内にある地域</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>(7) <u>鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)第8条第2項の規定により定められた景観形成重点区域</u>のうち知事が指定する地域</p> <p>2 <u>次に掲げる</u>物件に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>3 <u>次に掲げる</u>物件に、はり紙、はり札又は立看板を表示してはならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(制限)</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>鳥取県景観形成条例第8条第2項の規定により定められた景観形成重点区域</u>のうち知事が指定する地域</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(禁止)</p> <p>第2条 <u>次の各号に掲げる</u>地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例(昭和34年<u>12月</u>鳥取県条例第50号)第4条第1項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事が指定する範囲内にある地域</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>(7) <u>鳥取県景観形成条例(平成5年鳥取県条例第3号)第7条の規定により指定された景観形成地域</u>のうち知事が指定する地域</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる</u>物件に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>3 <u>次の各号に掲げる</u>物件に、はり紙、はり札又は立看板を表示してはならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(制限)</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>鳥取県景観形成条例第7条の規定により指定された景観形成地域</u>のうち知事が指定する地域</p> <p>2及び3 略</p>

(この条例の失効)

11 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第15条関係)

行為の区分		規模
1 法第16条第1項第1号に掲げる行為	(1) 建築物の新築又は移転	当該建築物の高さが5メートル、かつ、延べ床面積が10平方メートル
	重点区域内行為以外のもの	当該建築物の高さが13メートル、かつ、建築面積が1,000平方メートル(都

				市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に設置される建築物にあっては、当該建築物の高さが20メートル、かつ、建築面積が1,500平方メートル)	
	(2) 対象建築物の増築等			当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル(当該合計が10平方メートル以下の増築又は改築であって、当該増築又は改築により当該建築物の規模が(1)の項に掲げる規模を超えることとなるものにあつては、当該合計から1平方メートルを控除した面積)	
2 法第16条第1項第2号に掲げる行為	(1) 工作物の新築又は移転	重点区域内行為	別表第2の1から10までに掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが5メートル(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが1メートル、かつ、上端の地盤面からの高さが5メートル)	
			別表第2の11に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ(建築物に付設される場合は、その上端の地盤面からの高さ)が13メートル	
			別表第2の12に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが1.5メートル	
			別表第2の13に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の築造面積が10平方メートル	
		重点区域外のもの	別表第2の1から10までに掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが13メートル(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが5メートル、かつ、その上端の地盤面からの高さが13メートル)、かつ、築造面積が1,000平方メートル	
			別表第2の11に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが20メートル	
			別表第2の12に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが3メートル	
			別表第2の13に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが13メートル、かつ、築造面積が1,000平方メートル	
		(2) 対象工作物の増築等			当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル(当該合計が10平方メートル以下の増築又は改築であつて、当該増築又は改築により当該工作物の規模が(1)の項に掲げる規模を超えるこ

		ととなるものにあつては、当該合計から1平方メートルを控除した面積)
3 法第16条第1項第3号に掲げる行為及び第13条第1号に掲げる追加行為	重点区域内行為	当該行為に係る土地の面積が500平方メートル、かつ、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが1.5メートル
	重点区域内行為以外のもの	当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートル、かつ、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが5メートル及び長さが10メートル
4 第13条第2号に掲げる追加行為	重点区域内行為	伐採する木竹の樹高が10メートル、かつ、伐採面積が500平方メートル
	重点区域内行為以外のもの	伐採面積が10ヘクタール
5 第13条第3号に掲げる追加行為	重点区域内行為	堆積物件の高さが1.5メートル、かつ、その用に供される土地の面積が100平方メートル
	重点区域内行為以外のもの	堆積物件の高さが5メートル、かつ、その用に供される土地の面積が1,000平方メートル
6 第13条第4号に掲げる追加行為	重点区域内行為	当該照明の対象となる建築物等の高さが5メートル
	重点区域内行為以外のもの	当該照明の対象となる建築物等の高さが13メートル

別表第2(第15条関係)

- 1 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- 2 広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの
- 3 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- 4 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- 5 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- 6 鉄柱、木柱その他これらに類するもの(11に掲げるものの支持物を除く。)
- 7 観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの
- 8 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- 9 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- 10 汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの
- 11 電線、索道用架線その他これらに類するもの(それらの支持物を含む。)
- 12 塀、さく、垣、擁壁その他これらに類するもの(生け垣を除く。)
- 13 自動車車庫、物件の保管の用に供する施設その他これらに類するもの

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第15号

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに<u>県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>をいう。</p> <p>（3）事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体並びに<u>県が設立した地方独立行政法人</u>を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>（4）公文書等 次に掲げるものをいう。ただし、電子計算機を使用して行われる専ら文書を作成し、又は文書、図画若しくは写真の内容を記録するための処理その他規則で定める処理に係るものを除く。</p> <p>ア 実施機関の職員（<u>県が設立した地方独立行政法人</u>にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの</p> <p>イ 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。</p> <p>（3）事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>（4）公文書等 次に掲げるものをいう。ただし、電子計算機を使用して行われる専ら文書を作成し、又は文書、図画若しくは写真の内容を記録するための処理その他規則で定める処理に係るものを除く。</p> <p>ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの</p> <p>イ 略</p>

(5)及び(6) 略

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。))の役員及び職員をいう。以下同じ。)又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)~(4) 略

4~6 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者

(5)及び(6) 略

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。))の役員及び職員をいう。以下同じ。)又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)~(4) 略

4~6 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、

<p>が<u>知ることができ、又は知ることが予定されている情報</u></p> <p>イ及びウ 略 (4)～(8) 略</p> <p>(<u>県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て</u>)</p> <p><u>第24条の7 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止請求に対する決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立てをすることができる。</u></p> <p>(不服申立てがあった場合の手続)</p> <p>第25条 実施機関は、開示決定等又は第23条第1項若しくは第24条の6第1項の決定について行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 2 略</p> <p>(指針の作成等)</p> <p>第32条 知事(地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等又は同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。)は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>又は<u>公にすることが予定されている情報</u></p> <p>イ及びウ 略 (4)～(8) 略</p> <p>(不服申立てがあった場合の手続)</p> <p>第25条 実施機関は、開示決定等又は第23条第1項若しくは前条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 2 略</p> <p>(指針の作成等)</p> <p>第32条 知事は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県個人情報保護条例第16条の規定は、この条例の施行の日以後にされる開示請求に係る個人情報の開示について適用し、同日前にされた開示請求に係る個人情報の開示については、なお従前の例による。

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第16号

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに<u>県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（<u>県が設立した地方独立行政法人及び公社</u>にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>（1）新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>（2）略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社をいう。</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（<u>鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社</u>以下「公社」という。）にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>（1）<u>県公報</u>、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>（2）略</p>

(開示請求に対する決定等)

第7条 略

2～4 略

5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）地方公共団体、地方独立行政法人及び公社以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟（以下「同類の訴訟」という。）の争点となっているもの（判決が確定していないものに限る。）が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等（当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。）の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない。

6 略

（県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て）

第18条の2 県が設立した地方独立行政法人の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

(公社に対する不服申立て)

第18条の3 公社の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、公社に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

(会議の公開)

(開示請求に対する決定等)

第7条 略

2～4 略

5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟（以下「同類の訴訟」という。）の争点となっているもの（判決が確定していないものに限る。）が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等（当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。）の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない。

6 略

(公社に対する不服申立て)

第18条の2 公社の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、公社に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

(会議の公開)

<p>第37条 略</p> <p>2 知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等又は同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。)は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。</p> <p>(出資法人及び指定管理者の情報公開)</p> <p>第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費(以下「資本金等」という。)を支出している法人(県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。以下「出資法人」という。)及び県が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者(指定管理者が出資法人である場合を除く。以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人及び指定管理者の保有する情報(指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)の公開に努めなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 略</p> <p>(鳥取県公文書公開条例の廃止)</p> <p>第2条 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>(鳥取県行政手続条例の一部改正)</p> <p>第4条 略</p> <p>(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)</p> <p>第5条 略</p>	<p>第37条 略</p> <p>2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。</p> <p>(出資法人及び指定管理者の情報公開)</p> <p>第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費(以下「資本金等」という。)を支出している法人(公社を除く。以下「出資法人」という。)及び県が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者(指定管理者が出資法人である場合を除く。以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人及び指定管理者の保有する情報(指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)の公開に努めなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 略</p> <p>(鳥取県公文書公開条例の廃止)</p> <p>第2条 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>(検討)</p> <p>第4条 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(鳥取県行政手続条例の一部改正)</p> <p>第5条 略</p> <p>(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)</p> <p>第6条 略</p>
--	--

附 則
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第17号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（調査等）</p> <p>第4条 知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。）</u>）は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。</p> <p>（1）<u>道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の</u></p>	<p>（調査等）</p> <p>第4条 知事は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。</p> <p>（1）<u>道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと又は同法第15条第1項若しくは第3項若しくは第16条第1項の規定による</u></p>

<p><u>2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(廃物認定)</p> <p>第7条 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物と認定することができる。</p> <p>(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、<u>同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(処分)</p> <p>第8条 知事は、前条第1項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。<u>この場合において、当該放置自動車内に放置されている物件(以下「放置物件」という。)があるときは、遺失物に該当するものを除き、当該放置自動車の処分に併せて当該放置物件の処分を行うことができる。</u></p> <p>2 知事は、前条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車の所有者等が判明しない場合において、第4条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、県有地等の利用上又は管理上の支障が生じているときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>放置物件に係る表示</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p><u>抹消登録がなされていること。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(廃物認定)</p> <p>第7条 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物と認定することができる。</p> <p>(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと<u>又は同法第15条第1項若しくは第3項若しくは第16条第1項の規定による抹消登録がなされていること。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(処分)</p> <p>第8条 知事は、前条第1項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。</p> <p>2 知事は、前条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車の所有者等が判明しない場合において、第4条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、県有地等の利用上又は管理上の支障が生じているときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>
--	--

3 知事は、前項の規定により告示をした日の翌日から起算して6月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。この場合において、放置物件があるときは、遺失物に該当するものを除き、当該放置自動車の処分に併せて当該放置物件の処分を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

3 知事は、前項の規定により告示をした日の翌日から起算して6月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に、新条例第7条第1項の規定により廃物と認定した放置自動車について適用し、施行日前に改正前の鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例第7条第1項の規定により廃物と認定された自動車については、なお従前の例による。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第18号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>エ</u> 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例）</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関する職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>エ</u> <u>社会福祉法人鳥取県厚生事業団</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>オ</u> <u>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>カ</u> <u>鳥取県住宅供給公社</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>キ</u> <u>鳥取県土地開発公社</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ク</u> <u>鳥取県土地改良事業団体連合会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ケ 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例）</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関する職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）</p>

第12条の2第1項第1号の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。第7条第1項において同じ。）を給与条例第12条の2第1項第1号に規定する通勤とみなす。

第12条の2第1項第1号の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を同条例第12条の2第1項第1号に規定する通勤とみなす。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正は、公布の日から施行する。